

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	様似町 健康管理システム

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

様似町は、健康管理に関する事務における特定個人情報の取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行う、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

事務の一部を外部に委託しているが、個人情報取扱、情報保護等を含めた契約を締結し不正入手、不正使用がないよう努めている。

## 評価実施機関名

様似町長

## 公表日

令和4年2月9日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	健康増進法、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、健康相談、訪問指導、各種健診、結果管理、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務など町民の健康増進のための事業を実施している。
③システムの名称	健康管理システム、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一(10、76、93-2) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8項 別表第二(9、10、11、12、15、16-2、17、18、19、115-2)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	様似町保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	様似町(総務課情報処理係) 様似郡様似町大通1丁目21番地(0146-36-2111)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	様似町(総務課情報処理係) 様似郡様似町大通1丁目21番地(0146-36-2111)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年2月9日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年2月9日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月30日	I 5.②所属長	保健福祉課長 永坂 譲	保健福祉課長 中村 秀則	事前	
令和1年6月21日	I 5.②所属長の役職名	保健福祉課長 中村 秀則	保健福祉課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和1年6月21日	IVリスク対策	(なし)	項目を追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和3年3月1日	I 1.②事務の概要	健康増進法に基づき、健康相談、訪問指導、各種健診、結果管理など町民の健康増進のための事業を実施している。	健康増進法、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、健康相談、訪問指導、各種健診、結果管理、新型インフルエンザ等の各種予防接種など町民の健康増進のための事業を実施している。	事前	
令和3年3月1日	I 3.法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(76の項)	番号法第9条第1項 別表第一(10、76、93-2)	事前	
令和3年3月1日	I 4.①実施の有無	未定	実施する	事前	
令和3年3月1日	I 4.②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二(関係各項)	番号法第19条第7項 別表第二(9、10、11、12、15、16-2、17、18、19、115-2)	事前	
令和3年3月1日	IV6.目的外の入手が行われるリスクの対策は十分か	(なし)	十分である	事前	
令和3年3月1日	IV6.不正な提供が行われるリスクの対策は十分か	(なし)	十分である	事前	
令和3年5月6日	I 1.②事務の概要	健康増進法、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、健康相談、訪問指導、各種健診、結果管理、新型インフルエンザ等の各種予防接種など町民の健康増進のための事業を実施している。	健康増進法、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、健康相談、訪問指導、各種健診、結果管理、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務など町民の健康増進のための事業を実施している。	事後	システム構築後、可及的速やかに事務遂行が求められており、評価書を事前提出することが困難であるため規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象にあたる。
令和3年5月6日	I 1.③システムの名称	健康管理システム	健康管理システム、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	システム構築後、可及的速やかに事務遂行が求められており、評価書を事前提出することが困難であるため規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象にあたる。
令和3年5月6日	I 3.法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(10、76、93-2)	・番号法第9条第1項 別表第一(10、76、93-2) ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	システム構築後、可及的速やかに事務遂行が求められており、評価書を事前提出することが困難であるため規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象にあたる。

